

中国子会社の再編・撤退 (6)
- 撤退② 解散・清算・破産 -



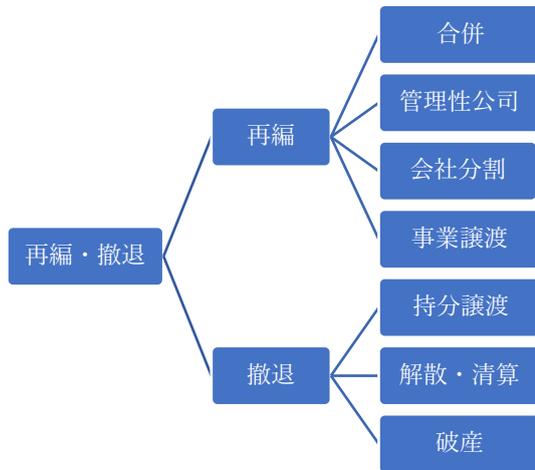
弁護士 大江橋法律事務所
弁護士 松本 亮

PROFILE

第1 はじめに

本シリーズの最後となる今回は、撤退の場合における解散・清算・破産について説明したい。前回記載した通り、買主が見つければ、持分譲渡手続が最も迅速かつ簡便であるが、買主が見つからない場合には、解散・清算か破産を選択することになる。

中国法人の資産が負債よりも多く、すべての債務を支払うことができる場合には解散・清算手続が可能である。他方で債務超過になっている場合には、破産手続によることになる。バランスシート上の資産が負債より多い場合であっても、実際には資産価値が毀損している場合があるため、解散・清算が可能かどうか予めシミュレーションしておく必要がある。



第2 解散・清算について

1 解散・清算の概要

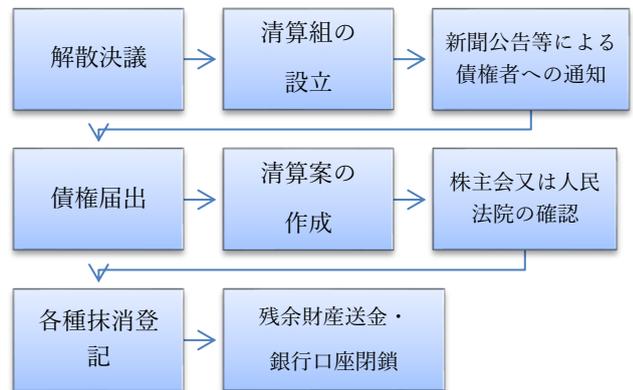
中国における解散・清算手続の流れは以下の通りである。なお2024年7月1日から施行される新会社法に基づき説明する。

まず新会社法229条の解散事由に基づき解散決議を行う。仮に合弁会社で、会社を解散するかどうか株主間の意見がまとまらないような場合、「会社の経営管理に著しい困難が発生し、引き続き存続すると株主の利益に重大な損失を被らせるおそれがあり、その他の方法によっても解決することができない場合には、会社の10%以上の議決権を有する株主は、人民法院に対し会社の解散を請求することができる」（新会社法231条）とされる。

解散決議を行い、清算手続が開始した場合、清算組を組成することとなる。清算組は、董事により構成されるが、会社定款に別段の定めのある場合又は株主会が他の者を別途選定する決議をした場合はこの限りではない（新会社法232条2項）。

なお清算を進めなければならないにもかかわらず会社が清算を開始しない場合、債権者などの利害関係人が清算を申し立てる制度もある（新会社法233条）。

清算組は、成立の日から10日以内に債権者に通知し、かつ60日以内に新聞上で又は国家企業信用情報公示システムにおいて公告を行う必要がある。債権者は通知を受領した日から30日以内、通知を受領していない場合は公告の日から45日以内に、清算組に債権届出を行わなければならない（新会社法235条1項）。清算組は会社財産を換価処分するとともに、貸借対照表及び財産明細表を作成し、清算案を作成し、株主会又は人民法院に確認を求める（新会社法236条1項）清算費用、従業員の賃金、社会保険料及び法定の補償金を支払い、清算の過程で確定した企業所得税やその他の税金を支払い、税務登記を抹消する。その後、工商局での登記抹消が終了し、残余財産があれば、出資者である親会社に送金を行い、現地法人の銀行口座を閉鎖すれば、清算手続は終了となる。



2 解散・清算手続を行うにあたっての留意点

解散・清算手続における最大の難所は、税務登記抹消のフェーズである。中国の税務当局からすると、外商投資企業から税金を取ることができる最後のチャンスになる。したがって税務局から、過去の経営において税務上

問題となる処理がないどうか調査されることになる。税務調査の結果、実際に追徴課税がなされるかどうか、なされたとしてどの程度の追徴が必要となるかはケースバイケースだが、追徴課税された税金を支払うことができず清算できないという事態に陥らないよう、清算を行う前に税務DDを行い、十分な資金を確保してから清算手続に入ることもある。

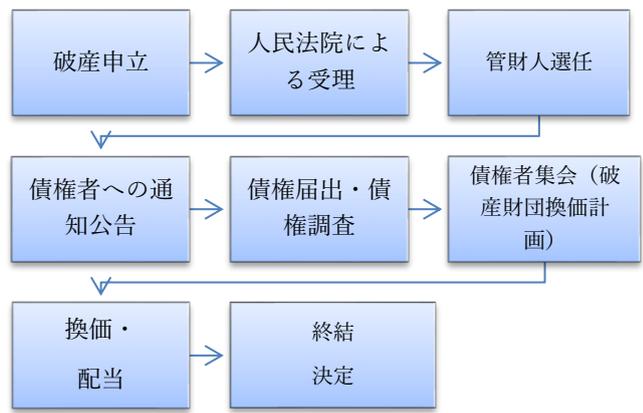
また中国では地域によって、当局から必要書類や書式等に関して特別な指導を受ける場合がある。そのため清算を開始するにあたっては、予め市場监督管理局に対し、必要書類や書式等について確認をしておくことが望ましい。日本の親会社が署名・押印しなければならない株主会決議等もあり、当局に指摘を受けてから改めて作成するとなると時間と手間を要する場合がある。

第3 破産手続について

1 破産手続の概要

中国における破産手続の流れは以下の通りである。

まず人民法院に対して破産申立を行う。債務者が期限の到来した債務を弁済できない場合、又は資産がすべての債務を弁済するのに不足する場合には、破産申立が可能とされている。中国では債務者自身による破産申立はもちろん、債権者による破産申立が日本に比べると簡便であるため利用されることが多い。次に破産申立を受けた人民法院は受理するかを決定することになる。日本では形式的要件を満たせばすぐに受理されるが、中国では必要書類が揃っているかといった形式的要件の他、破産手続開始要件を満たすか、労働関係を適切に処理したかもしくは処理できる見込みかどうかといった実質的な判断を行うため、なかなか受理してもらえないことが多い。無事に受理されると破産管財人が選任されることになるが、近時は破産案件が増加しているため、なかなか破産管財人が選任されないことも多い。その後、債権者からの債権届出、債権調査を経て債権者集会が開催され、その後の破産財団の換価等を経て、再度債権者会議が開催され配当案が決議されることになる。配当案に従った弁済を行った後、破産手続の終結決定がなされ、工商局において抹消登記がなされることになる。



2 破産手続を行うにあたっての留意点

人民法院に破産申立が受理されるかどうかにおいて、実務上、労働債務を支払うことができるかが大きな判断基準となっている。具体的には労働者に対する未払給与や経済補償金等を支払ったかどうか、もしくは支払う見込みがある形で合意をしていることが重要となる。労働者が合意すれば労働債務の一部を支払うだけで合意できる場合もあるが、なかなか合意に応じてくれないことが多い。労働債務の支払の目的が付かない場合には破産すらできない（事実上放置せざるを得ない）のが現状である。したがって破産を考える場合には、少なくとも労働債務をある程度支払うことができる余裕のあるうちに、検討を開始することが重要となる。

また企業破産法10条によれば、人民法院は、原則として破産申立を受領してから10日以内に受理の是非を裁定しなければならないとされているが、近時は破産案件が増加していることから、申立から相当時間を経過しなければ受理されないという案件もあります。したがって、破産を選択する場合には、申立から破産手続が開始するまでかなりの長期間を要することを念頭に置いておく必要がある。

第4 最後に

以上の通り、持分譲渡の買主が見つからない等の場合には、解散・清算や破産を考える必要がある。ただ実際には上記のような問題点があるため、中国からの撤退を考える場合には、早期に専門家にご相談いただくことが望ましいと考える。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス : info_china@ohebashi.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには掲載されず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。